

安心な
井戸水を

清水町家庭用浄水器等 設置費の補助制度

飲用井戸は設置者が適正な管理を行うこととなっています。
井戸水が水質基準に適合していない場合に補助対象！

補助金の交付対象

- ①町内に住所を有する個人及び事業所
 - ・給水区域外の個人及び法人が対象となります
- ②対象者
 - ・飲用に使用する井戸水が水質基準に適合しない方
 - 対象外・・・水道給水区域で井戸水を利用している方
町外に住所を有する方及び事業所

補助金交付額

- 家庭用浄水器の設置費の2分の1(千円未満切り捨て)
- 上限額 50万円
※更新に係る場合も対象となります。
- 交付の要件**
 - ・設置後の水質検査で水質基準に適合している水が供給
 - ・1世帯につき1個、1事業所につき1個とします。

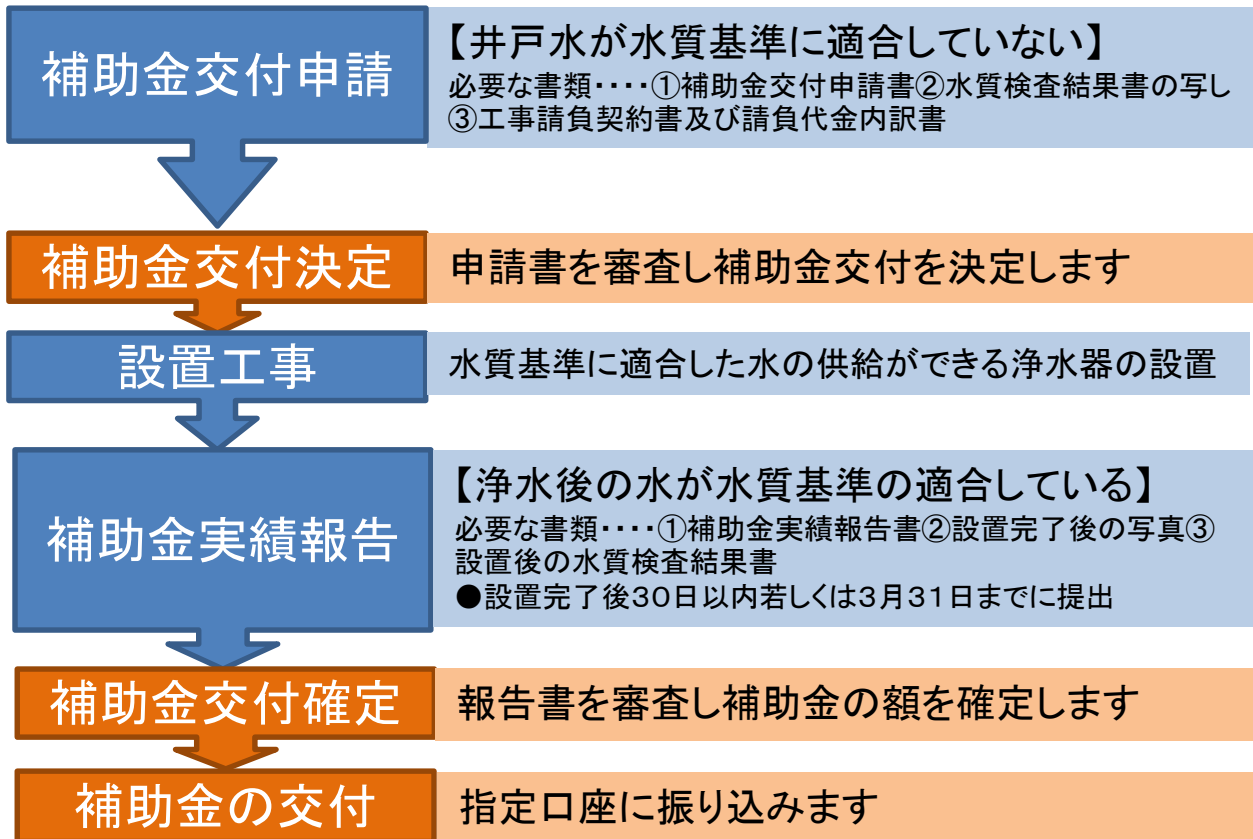
補助の対象を確認する書類等

- 設置前の水質検査結果書
水質基準のいずれかが水質基準に合致していない。
- 設置後の水質検査結果書
浄水した水が水質基準に適合している。
- 設置完了後の写真

【問合せ先】

清水町役場水道課 業務係 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL 0156-62-1154 FAX 0156-62-5116 E-mail; suidog@town.shimizu.hokkaido.jp

申請・交付の手順



水質検査について

- 飲用井戸等衛生対策要領(厚生労働省)、北海道飲用井戸等衛生対策要領(北海道)で飲用井戸は設置者が管理し衛生確保を行うこととなっています。次のとおり実施することが望ましいとされています。
- ① 1年に1回は、次の項目の水質検査を実施しましょう。
【一般水質検査項目】
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度
- ② 水質検査の結果で水質基準を超える項目が判明した場合は、帯広保健所(電話0155-27-8701)で相談ができます。

硝酸態窒素・亜硝酸態窒素について

高濃度の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素により、血液中の酸素供給が不十分となりチアノーゼ症状を引き起こすと報告されていますが、米国において1951年に報告された例では、高濃度(40mg/l以上)の硝酸塩を含む井戸水の飲用により乳児に発症したが、硝酸塩—亜硝酸塩が10mg/l以下では患者は発見されなかった。成人では1987年の報告で、2000~3000mgの亜硝酸態窒素を含む食物によりメトヘモグロビン血症となったが、回復した例の報告があります。国内では1996年に高濃度の硝酸態窒素を含む井戸水による新生児のメトヘモグロビン血症の事例(病院で回復)が1例報告されていますが、その他の中毒の報告はありません。

亜硝酸塩の発ガン性について、動物に対する多くの研究結果から発ガン性はないと報告され、また、体内の蓄積は起こさないと報告されています。(岐阜薬科大学紀要(1999年)から抜粋)